

# 令和8年度二地域居住等促進プロモーション委託

## 【公募型プロポーザル実施要領】

令和8年6月

古賀市総務部経営戦略課

## 1 プロポーザルの概要

### 1. 目的

国全体において人口減少・高齢化が進展し、本市においても生産年齢人口の減少と高齢化の上昇が続くことが予測される中、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域の担い手を確保し活発な地域経済・社会活動を維持する必要がある。特に地域経済の要となる生産年齢人口の急激な減少を和らげるため多角的な方策を講じていく中で、大都市圏からの人の流れを創出することは重要な目標の一つであると言える。

本業務では、二地域居住を検討する県外大都市圏の人材に本市の魅力をアピールし本市での活動や働き方に関わり地域社会との関係性を深める体験プログラムを提供することで関係人口を創出するという目的を達成するため、本市の指定するプログラム企画事業者と密に連携を取り、広く民間事業者等のノウハウや広域的なネットワークを活用した効果的なプロモーション、参加者の募集・受付、及び参加ハードルを下げるための負担軽減策等を一体的に実施できる事業者を公募する。

### 2. 業務概要

- (1) 事業名 令和8年度二地域居住等促進プロモーション委託
- (2) 履行場所 古賀市内等
- (3) 業務内容 「令和8年度二地域居住等促進プロモーション委託仕様書」（別紙1）のとおり

※仕様書の内容は提案を受ける内容であり、審査決定後、提案を受ける中で業務内容を決定し、市が求める要求水準を基に契約する。

- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年3月25日まで
- (5) 提案上限額 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

## 2 参加資格の要件

### 1. 参加者の要件

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、1者又は複数の構成員からなる任意に形成されたグループとする。
- (2) グループを構成する場合は、以下の点に留意するものとする。
  - ① グループの構成員で「共同事業体協定書」を締結していること（当該協定書の写しを1部、参加申込書に添付すること。）。
  - ② グループ名称を定め事業を統括する代表者（以下「代表事業者」という。）を選任していること。
  - ③ 代表事業者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対して連帯してその責を負うこと。
  - ④ 代表事業者及び構成員の変更は、原則として不可とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。

- ⑤ グループの構成員は、重複して1者又は他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできないものとする。

## 2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとするもの（共同事業体の構成員含む）は次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

- (1) 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和7年・令和8年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「物品・役務」その他役務に登録されている者であること。  
ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

## 3 スケジュール

1. 公募実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

※提案の件数に応じて受託候補者選考結果通知以降の日程を変更する場合があります。

項目	日時
プロポーザル実施の公表	令和8年6月18日（木）
質問書及び参加申込書提出期限	令和8年6月24日（水）16時まで（必着）
質問回答日	令和8年6月25日（木）までに回答
企画提案書等提出期限	令和8年6月30日（火）16時まで（必着）
受託候補者選考結果通知	令和8年7月9日（木）（予定）
契約締結	令和8年7月中旬（予定）

## 4 提出書類等

1. 提出資料及び提出部数

次の(1)～(7)の書類を提出すること。(7)はグループの場合のみ提出。

提出書類名		様式	提出部数
(1)	参加申込書	様式 1	1
(2)	会社概要書	様式 2	1
(3)	業務実績書	様式 3	1
(4)	企画提案書 (業務実施体制・業務工程表を含む)	様式 4 及び 任意様式	1
(5)	見積書 (積算内訳・積算根拠を含む)	任意様式	1
(6)	質問書 (必要がある場合のみ)	様式 5	1
(7)	共同事業体に関する協定書 (グループの場合)	任意様式 (参考様式をホームページに掲載)	1

※本プロポーザルに関する様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。

## 2. 企画提案書の任意様式

- ・企画提案書はA4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・「令和8年度二地域居住等促進プロモーション委託仕様」（別紙1）の業務内容に沿った企画提案書を作成すること。

## 3. 提出方法

1. (1)～(7)で示す提出書類は書類（正本1部）及びデータにて提出すること。

書類は持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により古賀市経営戦略課へ提出すること。データが提出期限までに提出されていれば、書類の提出は後日でかまわない。

- ・データはメールにより古賀市経営戦略課へ提出すること。
- ・持参の場合は、開庁日の9時から16時までの間に持参すること。

## 4. 関係書類の提出期限

- ・参加申込書：令和8年6月24日（水）16時必着
  - ・企画提案書等：令和8年6月29日（月）16時必着
- ※提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

## 5 質疑応答

### 1. 質疑に係る提出様式

質問書（様式5）

### 2. 提出期限

令和8年6月24日（水）16時まで

### 3. 提出方法

電子メールによる

※電話、FAXによる質問には回答できません。

4. 提出先（古賀市総務部経営戦略課）  
E-Mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp
5. 回答方法  
回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、参加申込書を提出したすべての者に対し、令和8年6月25日（木）までに電子メールにて行うものとする。

## **6 受託候補者の選考について**

受託候補者の選考は書類審査により実施する。

1. 書類審査
  - ・ 書類審査は、事務局において定めた審査基準に基づき審査する。
  - ・ ヒアリング・プレゼンテーションによる審査は実施しない。企画提案書に疑義がある場合は提出後に内容確認のため個別に連絡する。
  - ・ 書類審査の結果は、企画提案書等を提出したすべての者に対し、様式1に記載された担当者の電子メール宛てに令和8年7月9日（木）までに通知する。
  - ・ 書類審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

## **7 契約に関する基本事項**

1. 契約方法  
合計点数の平均が審査基準（別紙2）に定める基準を超えていた者のうち、委員会の審査において各委員の合計点数の平均が最も高かった者を受託候補者とし、契約締結に向け交渉するものとする。  
また、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。
2. 契約内容  
契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。
3. 契約日  
契約日は、令和8年7月中旬（予定）とする。
4. 契約保証金  
契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
5. 契約代金の支払い  
契約代金の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。
6. 契約締結における個人情報の取り扱い  
契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

## **8 参加事業者の失格**

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1. 本実施要領で定めた様式、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
2. 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
3. 提出書類に虚偽の記載があった場合
4. 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
5. 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
6. 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## **9 その他の留意事項**

1. 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
2. 原則として提出された書類等は返却しない。
3. 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
4. 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
5. 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
6. 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市経営戦略課へ連絡すること。
7. 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
8. 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

## **10 問い合わせ先（書類・データ提出先）**

古賀市 総務部経営戦略課経営戦略係 渡邊・中田  
〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号  
E-mail : k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp  
電話 : 092-405-0111 / FAX : 092-942-3758